

副
本
甲
2

訴 状

2008年2月25日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 喜田洋一

喜田洋一
弁護士

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

ウェブサイトからの削除請求事件

訴訟物の価額 1,600,000円

貼用印紙額 13,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、URLを「<http://www.geocities.jp/shibunhanbai/>」とするインターネットウェブサイトから、別紙の文章を削除せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、株式会社読売新聞西部本社の社員であり、同社法務室長の地位にある。

(2) 被告は、フリージャーナリストであり、『崩壊する新聞』（甲1）を執筆した外、インターネット上で「新聞販売黒書」（甲2）と称するウェブサイト（<http://www.geocities.jp/shibunhanbai/>）を主宰し、そこに自らの原稿を掲載している。

2 本件著作物

(1) 原告は、2007年12月21日、原告が江上武幸弁護士に宛てた回答書（甲6）が「新聞販売黒書」に掲載（甲2・10／59頁）されていることを発見した。

このため、原告は、同日、上記回答書の掲載中止を求める催告書（甲3。以下「本件著作物」という）を執筆し、これをメールで被告に送付した（甲4）。

(2) 本件著作物は原告がその思考判断に基づき執筆し、その名義で被告に送付したものであるから、その著作者は原告である。

(3) 本件著作物は、被告だけに宛てられたものであり、かつ、原告はこれを公表していない。

したがって、原告は、本件著作物について、著作者人格権としての公表権を専有している（著作権法18条1項）。

(4) また、原告は、本件著作物について、著作者として複製権を専有している（著作権法21条）。

3 被告による著作者人格権（公表権）侵害行為及び複製権侵害行為

(1) 被告は、2007年12月26日、その主宰する「新聞販売黒書」に、本件著作物をそのまま掲載した（甲2・8／59頁。なお、原文の「専有」が「占有」とされている）。

(2) 「新聞販売黒書」は、誰でも閲覧できるインターネット上のウェブサイト

であるから、ここに掲載されることによって、本件著作物は公衆に提供又は提示された。

(3) したがって、本件著作物を「新聞販売黒書」に掲載した被告の行為は、原告が本件著作物について有する著作者人格権としての公表権を侵害する。

(4) また、被告は、本件著作物の全文を「新聞販売黒書」にそのまま掲載したものであり、この行為は、原告が本件著作物について有する複製権を侵害する。

4 差止請求権の行使としての削除

上記のとおり、被告は原告が本件著作物について有する著作者人格権（公表権）及び著作権（複製権）を侵害しているから、原告は、被告に対し、その侵害行為の停止を求めることができる（著作権法112条1項）。

したがって、原告は、被告に対し、「新聞販売黒書」から本件著作物を削除するよう求める権利を有する。

5 管轄

本件は著作者の権利に関する訴えであるから、民事訴訟法6条の2第1号により、貴裁判所は本件について管轄を有する。

6 結論

よって、原告は、被告に対し、著作権法112条1項に基づき、インターネット上のウェブサイト「新聞販売黒書」から本件著作物を削除することを求めて本訴に及ぶ。

7 事情

原告は、2007年12月28日、被告に対し、請求の趣旨と同旨の仮処

分事件を申し立て（東京地方裁判所平成19年（ヨ）第22104号事件。甲7）、貴庁は、2008年1月22日付けで、この申立てを認容する決定（甲8）を下した。被告は、この決定の送達を受けた後、仮に本件著作物を「新聞販売黒書」から削除している（甲9）。

第3 附属書類

1 証拠説明書	1通
1 甲第1号証ないし第9号証	各1通
1 訴訟委任状	1通
1 訴額算定の上申書	1通